

平成30年

第1回市議会定例会 議案第27号

函館市文化賞条例の一部改正について

函館市文化賞条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市文化賞条例の一部を改正する条例

函館市文化賞条例（昭和41年函館市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（表彰の範囲）

第2条 文化賞は、個人または団体で、函館市の芸術（音楽、文学、美術、舞踊その他の芸術をいう。）、芸能（雅楽、歌舞伎、講談、落語その他の芸能をいう。）、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）、科学（自然科学、人文科学その他の科学をいう。）その他の文化の発達に多大な貢献があつたものに対して贈呈する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

表彰の対象となる者の範囲を拡大し、および規定を整備するため